

(公印省略)

保指第15号

平成31年4月11日

指定介護予防支援事業者様

指定居宅介護支援事業者様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局高齢社会部事業者指導課)

本市における第1号通所事業（介護予防型通所サービス、生活支援型通所サービス）と介護予防通所リハビリテーションを併用する場合の取扱いについて（通知）

標題の件については、留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

1 留意事項

介護予防サービス計画に双方のサービスを位置付けるにあたっては、主治の医師等の指示があることを確認し、サービス担当者会議等で必要性（第1号通所事業者が提供する機能訓練で目的が達成されないか、期間は妥当か等）を十分に検討し、各事業の目的を明確にすること。

なお、利用者の自立支援という介護予防の観点から、過剰なサービス（保険外サービスも含む）を提供することは望ましくないことから、平成18年3月22日付け「平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)」については、技術的な助言として参考にされたい。

2 参考

平成18年3月22日付け「平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)」より

○ 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション（サービスの提供方法）

(問12) 介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。

(答) 地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課
在宅指導係 Tel : 092-711-4257